

福島県と国立大学法人広島大学との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人広島大学（以下「乙」という。）
は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、地域の様々な課題を迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙とは、次に掲げる事項について、相互に連携協力する。

- (1) 地域医療体制の支援に関すること。
- (2) 県民の健康管理、リスクコミュニケーションの支援に関すること。
- (3) 知の集積の促進及び産業振興、人材育成への協力に関すること。
- (4) 本県の情報発信への協力に関すること。
- (5) 交流人口の拡大、観光及び県産品の振興に関すること。
- (6) 東日本大震災からの復興、地域の活性化等に関すること。
- (7) その他甲と乙が協議して必要と認められること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な内容及び実施方法については、甲乙両者で協議・調整の上、決定するものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めの無い事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年8月10日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

内堀雅雄

乙 広島県東広島市鏡山1丁目3番2号
国立大学法人広島大学
学長

越智光夫